

速報第3385号 R3.10.6発行 総務課報	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	3年・3定 予算特別委員会 10月5日	質 問 者	菊地 葉子 委員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 ICT教育について</p> <p>(一) ICTの適切な活用について はじめにICT教育について伺います。GIGAスクール構想では、北海道でも小中学校で1人1台端末が整備され、ICTを活用した授業が本格的に始まったと承知しています。コロナ禍でもオンライン学習への活用と有効性とともに、通信環境の格差と懸念も払拭されておらず以下何点かにわたって質問させていただきます。 文科省が今年9月21日、いじめへの対応徹底について、都道府県教育委員会に通知を出しました。先程来質問されていますが、昨年11月の東京都町田市で小学校6年生の女子児童がいじめを訴えて自殺した問題を受けてのことと報道されていますが、この町田のいじめでは市教委が整備したタブレット端末が使われた疑いが指摘されています。教育効果を上げる以前の問題であると思います。道教委はこのような事例が起こらないようにICTの適正な活用についてどのように対応していくのか伺います。</p> <p>(二) 通信環境の整備について コロナ禍による学級閉鎖等を受けて、タブレット端末の持ち帰り、オンライン授業も始まり、道教委は小・中学校のタブレットについて、家庭への持ち帰りを認めるよう通知を出しましたが、私用で使う可能性の忌避や通信環境の格差解消にどのように対応するのか伺います。</p> <p>(三) ICT化の周知について 道立高校では2022年度の新一年生からのBYOD方式を導入しようとしています。生徒・保護者への通知の対応について伺います。</p> <p>(四) 道立高校でのICT化について 高校ではBYOD方式で個人の端末を活用することになりますが、個人端末では管理や制限のアプリ設定等は不可能となります。情報モラルの徹底をどのように考えているのか伺います。</p>		<p>(高校教育課長(兼)ICT教育推進課長) 端末の適切な活用についてありますが、1人1台端末を安全・安心に活用するためには、児童生徒の情報モラル教育の充実はもとより、端末やクラウドサービスのパスワードを適切に扱うなどの、情報セキュリティの徹底が重要であります。 道教委では、国の情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づきパスワードにつきましては、他人に知られないように管理する、他人からの照会等に応じないようにする、他人から想像しにくいものにするなど適切に取り扱うよう、道立学校や市町村教育委員会に通知するとともに、ポータルサイトを通じて周知してきたところであり、引き続き、学校における取扱いの状況の把握に努め、学校や市町村教育委員会に対しまして、必要に応じて指導助言をしております。</p> <p>(義務教育課長) 端末の持ち帰り等についてありますが、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を家庭で使用する場合には、児童生徒への事前指導や端末を扱う際のルール設定、保護者への丁寧な説明とともに、市町村教育委員会において、事前に機能制限やフィルタリングを行うなど、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むことが重要であり、道教委では、こうした留意事項などについて市町村教育委員会に通知するとともに、教育広報誌「ほっとネット」などで全ての家庭にお知らせしてきたところでございます。 また、通信速度が十分でないなど、通信環境が整っていない家庭に対しては、ルータの貸出しなどで対応している事例を市町村に普及啓発するほか、引き続き、全国都道府県教育委員会連合会とも連携し、負担軽減の拡充を含めた必要な支援策について、国に要望するなどして、学びを止めない体制の確保に努めてまいります。</p> <p>(高校教育課長(兼)ICT教育推進課長) BYODの周知についてありますが、高等学校においては、GIGAスクール構想の実現に向け、学習指導要領の学年進行による実施に合わせて1人1台端末が導入されることとなり、経済的な事情により端末の所有が困難な生徒への配慮を講じた上で、生徒が個人所有の端末を持ち込む方法、いわゆるBYODで実施することとしたところです。 BYODの趣旨とその活用等については、道立高校に対して関係通知を發出しており、本年4月には、パンフレットを作成し、市町村教育委員会を通じて中学生とその保護者に配付するとともに、高等学校の学校説明会等の機会を活用して説明するほか、今後は、北海道高等学校PTA連合会や北海道PTA連合会等へ説明するなど、保護者へ向けての周知を一層進める考えであります。</p> <p>(高校教育課長(兼)ICT教育推進課長) 道立高校での情報モラル教育についてありますが道教委では、1人1台端末を学習活動等において適切に活用するため、全ての生徒に配付しているクラウドサービスアカウントの管理機能による不適切な情報へのアクセスを制限するなどの対策を行うこととしております。 また、生徒が日常、端末やスマートフォンを安全に利用するためには、家庭等の協力も得ながら、情報社会で適正な活動を行うための情報モラルを身に付けさせることが大切であり、広報誌等で家庭への周知を図るほか、教科「情報」等の授業で情報モラルに関する指導を行うなど、情報モラル教育の充実にも努めてまいります。</p>		<p>ICT教育推進課 生徒指導・学校安全課</p> <p>義務教育課 ICT教育推進課</p> <p>ICT教育推進課 高校教育課</p> <p>ICT教育推進課 高校教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(五) 端末タブレットの貸与の基準について 第一回定例会冒頭質疑で国のGIGAスクール構想での教育資材は基本的に公費で対応すべきと求めました。経済的な事情により、端末の所有が困難な生徒への配慮を講じ、高校生等奨学給付金の給付対象となる生徒に限らず、端末所有が困難というケースにも考えとの教育長の答弁でしたが、現場では貸与の対象がまだはつきりせず、保護者への説明ができないとの声が聞かれます。どのように対応するのか伺います。</p>	<p>(高校教育課長(兼)ICT教育推進課長) タブレット端末の貸与についてですが、道教委では、令和4年度に向けて、低所得世帯の生徒に貸与するための約13,000台の学習用端末等の整備を進めているところであります。 現在、各学校が、中学校の保護者等に対して行ってきた、BYOD方式による端末整備の趣旨等の周知に加え、高校生等奨学給付金制度の対象生徒のほか、家計が急変した世帯の生徒を対象とするなど、端末の貸与についても、今後、丁寧に説明する機会を設けるなどして、全ての生徒に端末が行き届き、GIGAスクール構想が目指す個別最適な学びや協働的な学びを実現することができるよう努めてまいります。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>(六) さらなる負担軽減について 高校入学に際しては、教科書・制服等保護者負担は決して軽いものではありません。新たに端末費用が加わることとなります。これまでも電子辞書の負担もあったと言いますが、電子辞書と比較しても負担増となります。課税世帯といえどもコロナ禍の影響等家計への負担が厳しい状況を鑑みて、負担軽減の対象を広げるなどの取組が必要ではないでしょうか。伺います。</p> <p>(指摘) 対応状況の把握に努めるとのことですが、しっかり行っていただきますよう求めます。</p>	<p>(学校教育局長(兼)ICT教育推進局長) 保護者の負担軽減についてでございますが、BYODによる端末の整備により、新たな費用負担とならないよう、例えば、これまで各学校で購入を進めていた電子辞書を端末で代替するなどのほか、入学時に必要な物品等の精選を行い、負担軽減を図ることが重要でありますことから、今年度改めて、各学校に対しまして、保護者の費用負担の縮減等について、通知するとともに、校長会議等において周知をしてきたところでございます。 道教委といたしましては、引き続き、各学校の対応状況を把握し、必要な指導を行うとともに、全国都道府県教育委員会連合会とも連携し、端末整備に必要な財源支援策について、国に要望してまいります。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>二 修学旅行について (一) 昨年度のキャンセル料に関する取り扱いについて 緊急事態宣言措置が9月30日まで延長になり道立高校の修学旅行も延期、行き先変更を余儀なくされるなど現場で混乱が続く、キャンセル料が発生する状況に至ったときの財政措置についての懸念や不安の声も数多く寄せられていました。昨年度の修学旅行等で発生したキャンセル料はどのように処理したのか、予算措置の状況も含めて伺います。</p>	<p>(高校教育課長) 道立高校における修学旅行の取消料等についてですが、昨年度、感染症対策を踏まえた安全な教育活動の実施の観点から、修学旅行を延期又は中止した道立高校142校に対し、国の臨時交付金を活用した「修学旅行の取消料等支援事業」に基づき、請求された取消料等を道において負担したところでございます。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>(二) 今年度の取り扱いについて 今年度の修学旅行について時期や行き先について道教委はどのように指導・通知してきたのか伺います。</p>	<p>(高校教育課長) 今年度の取扱いについてでございますが、全国的な感染拡大の状況を踏まえ、道教委では各道立高校に対して、可能な限り修学旅行を実施すること、旅行先の感染状況を把握した上で改めて日程や旅行先を慎重に検討することなどを示した通知を発出し、適切な対応を行うことができるよう必要に応じて学校に対し直接指導を行っているところでございます。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>(三) 修学旅行実施状況について 10月1日には、緊急事態宣言が全国的に解除になりました。修学旅行の実施状況の把握についてお尋ねいたします。</p>	<p>(高校教育課長) 今年度の修学旅行の実施状況についてでございますが、道立高校の約7割は年度当初の計画どおり実施することとしております。 また、残りの約3割は緊急事態措置等の影響で予定を延期したこと、あらためて計画を作成し、延期して実施することとしております。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>(四) 今後の対応について 今後の感染状況によっては再びキャンセル料の発生するような状況にならないとも限りませんが、現場や保護者に混乱と不安を与えないよう道教委としてどのように対応するのか伺います。</p> <p>(意見) このまま無事に全ての高校が修学旅行を実施できることを望むものですが、仮にこの後、キャンセル料が発生するような事態への対応も含め、情報の把</p>	<p>(教育長) 修学旅行に関しまして、今後の対応についてでございますが、修学旅行につきましては、生徒の健康・安全を十分に考慮した上で、その教育的意義を踏まえ、可能な限り実施することとしていく考えであります。 今後、道教委といたしましては、感染状況を踏まえて、必要な場合、早い段階で日程や旅行先の変更などを行うことができるよう、これまで発出をいたしました通知などを踏まえて速やかに対応すること、また、その結果を保護者の皆様に丁寧に説明をし、不安等が生じないよう校長会議などを通じまして各学校に指導してまいります。</p>	<p>高校教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>握と状況変化への速やかな対応をお願いしまして、 質問を終わります。</p>		